**特定液化石油ガス設備工事事業開始（廃止）届**

**「事業開始届」**

関係法令等　法第３８条の１０第１項、法第３８条の１１～１３、規則第１１１条～１１３条、第１１５条～１２０条ほか

◎　硬質管相互の接続工事、硬質管と気化装置、調整器、ガスメーター、自動ガス遮断器、バルブ、ガス栓との接続工事の事業を行う者は、事業所ごとに事業開始の日から３０日以内に事業所の所在地を管轄する広域振興局等に届け出なければなりません。

◎　「工事事業者」とは、施工を実際に行う者のみをいい、工事を受注し、それを他の工事事業者等に発注する者は含まれません。

◎　「工事事業者」は、自記圧力計等を備えること。

◎　必要書類

１　特定液化石油ガス設備工事事業開始届書（様式第５６）

２　設備士免状の写し

**「事業廃止届」**

関係法令等　法第３８条の１０第２項、規則第１１４条ほか

◎　特定液化石油ガス設備工事事業者は、事業を廃止したときは、遅滞なく届出をした広域振興局等に届け出なければなりません。

◎　必要書類

　　特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書（様式第５８）